

国民健康保険および後期高齢者医療制度の加入者の皆さまへ

「限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）」および「限度額適用認定証」の更新に関するお知らせ

国民健康保険と後期高齢者医療の限度額認定の有効期限は7月31日までです。

国民健康保険の減額認定証、限度額適用認定証をお持ちの人

8月以降も認定が可能な人には、6月下旬に「申請書」（更新用）を送付していますので、8月31日（月）までに更新の手続きを行ってください。認定証は申請した月の初日から有効となりますので、9月1日以降に申請されますと、認定されない月が生じることになります。

なお、現在「区分オ」または「区分Ⅱ」に該当する人で、過去12カ月以内の入院日数合計が91日以上の場合、長期入院該当の申請をすることで申請日から食事代がさらに減額になる場合があります。

後期高齢者医療の限度区分の併記申請を既にされている人

現在、申請済みの人で、8月以降も該当する人は、7月31日までに限度区分を記載した新しい資格確認書を郵送します。この資格確認書を提示することで窓口負担が抑えられます。（自動更新のため手続きの必要はありません）

なお、現在「区分Ⅱ」に該当する人で、過去12カ月以内の入院日数合計が91以上の場合は、長期入院該当の申請をすることで申請日から食事代がさらに減額になる場合があります。

申請場所

健康増進課医療保険班、各総合支所または各出張所

申請に必要なもの

マイナンバーカード、またはマイナンバーのわかる書類と本人確認書類

現在、「区分オ」、「区分Ⅱ」の減額認定に該当する人で過

去12カ月以内の入院日数合計が91以上の場合、入院日数が確認できる書類（病院の領収書など）

※同一世帯内に住民税の申告がまだお済みでない人（未申告）がいる場合、手続きができないことがあります。その際は、各総合支所または各出張所の窓口でまず申告をしていただくようお願いします。

■マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。減額認定証等の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

※長期入院該当はマイナ保険証の登録有無にかかわらず申請が必要です。

問い合わせ

健康増進課医療保険班
☎0820（73）5502

防火標語を募集します！

応募資格

柳井市、周防大島町、上関町、平生町に居住する65歳以上の人

課題（防火標語）

- ・住宅防火（特に住宅用火災警報器）に関するもの
- ・放火火災の防止に関するもの
- ・火がつきにくく、燃え広がらない素材を使用した防災エプロンの普及に関するもの
- ・その他火災予防に関するもの（山火事予防に関するものは除く）

応募方法

はがきや柳井地区広域消防組合ホームページに掲載の応募用紙に作品（防火標語）、郵便番号、住所、氏名（フリガナ）、生年月日、年齢、電話番号を記入の上、消防本部予防課まで郵送またはFAXするか、

最寄りの消防署・出張所へ直接お届けください。

応募期限

10月1日（木）（当日消印有効）

その他

- ・作品は自作で未発表のもの
- ・1人2点まで
- ・金賞に入賞した標語は山口県の2次審査に提出します。
- ・著作権は主催者に帰属するものとします

送付先・問い合わせ

〒742-0031

柳井市南町五丁目4-1

柳井地区広域消防本部 予防課

☎0820-23-7774

FAX 0820-23-4503



柳井地区広域
消防組合 HP